

平成28年

行方市農業委員会

第4回総会会議録

(平成28年4月25日)

平成28年4月25日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第25号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第27号	現況証明願について
議案第28号	平成28年度事業計画について
報告第19号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第20号	農地法第6条の規定による農業生産法人報告書の要件確認について
報告第21号	制限除外の移動届出の受理について
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第24号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 小澤悦子	2番 谷田清子	3番 風間啓次
4番 飯田義彦	5番 根本正義	6番 小沼正二
7番 本澤政雄	8番 大久保正一	9番 郡司正彦
10番 椎名勇	11番 吉田正弘	12番 高塚利英
13番 根崎和枝	14番 方波見弘子	15番 原文文夫
16番 高野好文	17番 鴨下威	18番 清水量
19番 赤塚誠人	20番 出久根孝	21番 富田一
22番 横山司	23番 宮崎幹男	24番 山野貴司
25番 宮本鶴壽	26番 山口久喜	27番 田宮賢
28番 羽成正美	29番 金田秀雄	30番 栗又勝

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

(資格審査報告)

議長 資格審査報告、ただいまの出席委員30名全員出席ですので、定数に達しておりますので、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 議	員	異議なし。
	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議	長	会議議事録署名人を議長において次のように指名をいたします。 16番高野好文委員 17番鴨下威委員、よろしく願いをいたします。
		(書記の選出)
議	長	総会書記を事務局の久保田補佐、野原係長を任命いたします。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりになります。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入らせていただきます。
		(議案第25号)
議	長	議案第25号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を 議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	局
		議案第25号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項、2項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
2	番	第1項、第2項について関連がありますので、一括報告いたします。 第1項について、受人、年齢38歳、荒宿在住、農業兼会社員役員の男性の方で、 農業経営については田畑合わせて506aを営農し、主に水稻になります。渡人は 年齢82歳、西蓮寺在住の男性です。 第2項について、受人、年齢38歳、荒宿在住、農業兼会社員役員の男性で、農業 経営については田畑合わせて506aを営農し、主に水稻になります。渡人は年齢 85歳、西蓮寺在住の男性です。 1項、2項の申請事由は農業経営の規模拡大を図り経営の安定を図るためで、取得 後は確実に営農しながら方向性を見出していきたいと考えているとのこと。区 分については1項、2項ともに売買による所有権の移転で申請されたもので、調査 の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたしま す。
議	長	1項、2項許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいた します。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項、2項を原案どおり可決いたします。
議 1	長 2 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 第3項について調査報告をいたします。 譲受人は県内河内町在住の農業の55歳の男性です。譲渡人は市内玉造甲在住の農業の77歳(持分5分の4)、65歳(持分5分の1)の農業の両方とも男性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るとのことです。区分は売買による所有権の移転であります。資金は自己資金とのこと。現在譲受人は162aを耕作し、主に水稻を栽培しております。農機具等もそろっておりまして、自宅から通作距離が約45kmではありますが、通いで耕作するとのことでした。河内町の農業委員会の耕作証明書、農地等利用計画書も添付され、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1	長 7 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 4項について調査報告をします。 譲受人の方は行方市船子に在住し、農業経営をしている79歳の男性の方です。そして、譲渡人の方は行方市内に在住し、農業をしている84歳の男性の方です。そして、受人の方は田畑合わせて1万2,805㎡に米、セリ、野菜などを耕作し、さらには表記の土地を譲り受けし、経営の安定を図りたいということです。なお、距離的にも自宅より1分ぐらいと土地も条件的にも申し分ないと思います。調査の結果、何の問題もないと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	何の問題もないという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1	長 7 番	次に、第5項の調査員より調査の報告を求めます。 続きまして、5項について報告をします。 譲受人の方は行方市船子に在住し、会社員兼農業を営んでいる27歳の男性の方です。そして、譲渡人の方は行方市内に在住し、農業を営んでいる84歳の男性の方です。そして、受人の方は田畑合わせて3万1,354㎡に米、野菜などを5人家族で耕作し、さらには表記の土地を譲り受けし、なおかつ経営の安定につなげたいということです。そして、距離的にも自宅より1分から5分ぐらいのところ

議 長 すので、十分条件的にも満たしていると思います。調査の結果は何の問題もないと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

全 員 それでは、鴨下委員、続けた報告になりますが、番号と名前を言ってからご報告を今後よくお願ひします。ご審議をお願ひします。ご異議ございませんか。

議 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

議 長 次に、6項の案件については議事参与の制限による関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

議 長 それでは、再開をいたします。

2 6 番 6項の調査員より調査の報告を求めます。

小沼委員にかわり6項の調査報告をいたします。

3条贈与による所有権移転の案件です。譲受人は年齢61歳、行方市在住、農業で男性の方です。田畑合わせて260a営農しており、主に米作です。譲渡人は年齢73歳、男性で、受人とは分家と本家の関係です。申請事由、記載のとおり農業経営の規模拡大し経営の安定を図るということで、調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

ここで関係委員の入室を認め、その間暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

議 長 それでは、会議を再開いたします。

6 番 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

第7項の調査報告をします。

譲受人は年齢51歳、潮来市在住、農業兼パートの女性の方です。田畑合わせて193aを営農しています。主に米作。譲渡人は年齢77歳、男性で、受人とは親子関係です。申請理由は記載のとおり譲渡人が高齢のため農業経営を子に移譲したいため、贈与による所有権移転で申請されたものです。何ら問題ないと許可相当と調査しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 何ら問題ないという調査報告がございました。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2 0	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 8項の調査報告をいたします。 譲受人は三和在住の37歳の専業の農家で、女性の方です。家族3人で3万7,000㎡の田畑で水稲、サツマイモ、ジャガイモ、他露地野菜などを耕作しております。また、従事日数も250日とクリアをしております。申請事由としましては農業経営の規模拡大のため、また所有権の移転であります。譲渡人は農業の、これは内宿に在住しています69歳の男性の方なんですけど、農業の後継者もなく高齢のため、このたび近隣の専業農家に譲渡することになりましたということで、調査の結果、問題はないと思います。皆様のご審議を許可相当であると思いますので、よろしくをお願いします。
議 全 議	長 員 長	問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1 8	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 9項の調査報告をします。 譲受人は55歳の方で、市内両宿に在住し、農業をしています。家族3人で水稲、露地野菜等を380aほど耕作をしております。譲渡人の方は市内両宿に在住する48歳の建築業の方です。申請事由なんですけど、渡人の畑が銚田島並線にかかりまして、その残地が13㎡残ったということでございます。それを隣接地を所有する受人が売買によって取得をするというものであります。問題のないものと調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2 0	長 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 10項の調査報告をいたします。 譲受人は三和在住の建材業と農業を兼務しており、65歳の男性の方です。家族3人で畑地3万5,000㎡にサツマイモを耕作しております。また、従事日数は170日と申請理由は経営の規模拡大と安定を図る所有権の移転であります。また、譲渡人は相続財産管理人であり、所有者死亡により売買によるものであります。必要書類も整っております。よって、この譲受人に確認をしたところ、営農を今後間違いなくしていくということで約束をいたしました。そういうことで調査の結果は問題はないと思います。許可相当であると思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 全 議	長 員 長	<p>それでは、関係書類もきちんと整っているということで、許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、原案どおり可決いたします。</p>
議 8	長 番	<p>次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>11項について調査報告をします。</p> <p>譲受人の方は市内小幡在住の74歳の男性の方、譲渡人の方は市内小幡在住の54歳の農業の女性の方、譲受人夫婦と長男3人で田畑合わせて455aの耕作地に水稲、カンショ等、露地野菜を栽培する専業農家の方です。申請事由は記載のとおり農業経営の規模拡大を図る。区分は売買による所有権移転であります。農業従事日数も300日と要件を満たしており、また、関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、ご審議のほうをお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、原案どおり可決いたします。</p>
議 9	長 番	<p>次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>第12項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は32歳、市内玉造甲に在住し、農業の男性です。父と2人で147aほど、主に水稲、エシャレットなどを営農しており、従事日数も160日以上です。譲渡人は62歳で、市内玉造甲に在住しており、2人は同居の親子です。申請事由は譲渡人は昨年度より体調を崩しており、農業経営にも支障が出る懸念が出てきたそうなので、息子である譲受人に農業経営の全てを任せることにしたそうです。区分は贈与による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、原案どおり可決いたします。</p>
議 2 9	長 番	<p>次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>13項について調査の報告をいたします。</p> <p>受人は62歳、農業兼会社員の男性です。渡人は85歳の女性です。2人の関係は同居の親子であります。申請事由にありますとおり高齢のために息子に経営を移譲するということで、調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 全	長 員	<p>それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p>

議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
2	2番	第14項の調査報告をいたします。 受人は潮来に在住の49歳の会社役員兼農業の男性の方、渡人は市内蔵川の女性の方、申請事由は記載のとおり農業経営の規模拡大を図るということで、区分は売買による所有権移転になります。受人は現在妻と2人で田畑合わせて5,166㎡ほど耕作しており、水稻、露地野菜等を作付をしております。作業従事日数、農機具の保有状況等問題なく、また、潮来市農業委員会よりの耕作面積証明書も添付されており、許可相当であるというふうに判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
		(議案第26号)
議	長	続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	局
		議案第26号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審査をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	第1項の調査報告をいたします。 借受人の年齢が33歳、矢幡在住の会社員の男性の方です。貸付人は年齢67歳、同じく矢幡の方で、借受人とは親子関係になります。申請事由については記載のとおり子供の成長に伴い手狭になり、分家として一般住宅を建築したいとのことです。区分は使用貸借権で申請されました。申請地は次のページの案内図のとおり、矢幡地内、県道矢幡潮来線沿いになります。周囲の農地については隣地耕作者の同意書が添付され、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
2	7番	第2項の調査報告をいたします。

譲受人、つくば市在住、45歳の会社員の方であります。譲渡人は玉造甲在住の75歳の農業の方であります。2人の関係については義理の親子という形になります。申請事由にありますとおり太陽光発電設備の設置ということでありまして、この土地の場所は玉造大宮神社の前に当たります。面積は830㎡のうちの349.98㎡に太陽光モジュール96枚を設置するという案件であります。残高証明書、必要関係の書類はそろっておるんですが、同意書の関係については隣地の方が高齢であり、その親類の方も近所に住んでおらず、同意書がもらえなかったというような理由書もついております。調査の結果はちょうど宅地に挟まれた細長い土地でありますので、宅地にも迷惑しないなというふうに見てまいりました。結果としては許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 関係書類も整っており、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

2番 第3項の調査報告をします。

借受人、年齢64歳、荒宿在住、自営業の女性の方です。貸付人、年齢44歳、荒宿在住の公務員の男性で、借受人とは親子関係です。申請事由は従業員の休憩室兼事務所設置とのことです。区分については使用貸借権です。場所については裏に添付されている荒宿地内の住宅地図をごらんください。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議長 関係書類も整っており、許可相当であろうという調査報告です。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。

3番 第4項の調査報告をします。

譲受人はかずみがうら市在住、39歳、会社員の男性です。譲渡人は市内芹沢地区在住、74歳、農業の女性です。申請事由は現在アパート居住のため手狭であり、住環境がより良好な土地に戸建て住宅を新築したいということです。場所は玉造工業高校を上山鉾田方面に2kmほど行ったナイルス部品株式会社玉造工場手前を左折して70mほど行った左側で、両親の住む実家近くで、交通量も少なく、宅地が点在する閑静な土地です。必要な書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。

議長 関係書類も整い、問題ないものとの調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 第5項の調査報告をします。 譲受人は行方市手賀の社会福祉法人です。譲渡人は同じく手賀の98歳の男性です。申請事由については老人ホーム増築、増床のため、隣接地の所有者に承諾をいただいたとのことです。区分は売買による所有権の移転です。なお、この案件は10月の農振除外の申請で許可されており、また、必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。
議	長	許可相当だろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
		(議案第27号)
議	長	続きまして、議案第27号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第27号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審査をいたします。 1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
2 5 番		1項、2項関連がありますので、一括調査報告いたします。 申請人は1項、2項とも行方市内山田在住の65歳、農家の男性で、主にレンコン、ショウブなどをつくっています。1項が平成6年、2項が平成2年に田に作業所を建築し使用しています。地目変更登記のため非農地証明願です。非農地となったことが証明できる公的証明書、現況写真なども添付されており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	続きまして、3項の調査員より調査の報告を求めます。
2 8 番		3項の調査報告をいたします。 申請人の方は市内玉造甲に在住する70代の男性です。願出要旨は地目変更のため、区分は非農地証明を受けるものです。この案件は平成19年8月31日に担保不動産競売によって購入したものです。取得した時点で宅地になっていたそうで

		す。現地を見てきましたが、碎石が敷かれて宅地として使用されておりました。申請人の話では案件の土地は近所であったために、記憶では昭和50年代ごろより宅地になっていたとのことでした。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
3	0	番 第4項の調査報告をします。
		願出人は市内西蓮寺の方です。現在の利用状況は昭和63年ころから全く耕作されておらず、現況は山林の状態です。農地に復元できる状況ではありません。非農地となった時期は昭和63年ころだそうです。調査の結果は必要な書類も添付されており、地目変更のための非農地証明を発行してよいと調査してきました。ご審議よろしくお願ひします。
議	長	それでは、ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
3	0	番 第5項の調査報告をします。
		申請人は市内西蓮寺の方です。現在の利用状況は全く耕作されておらず、山林の状態です。農地に復元できるような状況ではありません。調査の結果は地目変更のための非農地証明を発行してもよいと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。
議	長	それでは、ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
3	0	番 第6項の調査報告をします。
		申請人は西蓮寺の方です。利用状況は全く耕作されておらず、農地に復元できるような状況ではありません。調査の結果は地目変更のための非農地証明を発行してもよいと調査してきました。ご審議よろしくお願ひします。
議	長	ご審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。

議 3 0 長 次、7項の調査員より調査の報告を求めます。
番 第7項の調査報告をします。
申請人は西蓮寺の方です。平成元年のころから全く耕作されておらず、山林の状態です。農地に復元できるような状況ではありません。調査の結果は地目変更のための非農地証明を発行してよいと判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 全 長 それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認め、証明書を交付することに決定をいたします。

議 1 6 長 次、8項の調査員より調査の報告を求めます。
番 第8項について調査の結果を報告いたします。
30年くらい前から耕作していなくて山林ということであります。現場は車も入っていくことができないということで、周りもみんな山林化しているという状態でございます。調査の結果、農地として利用することはできません。本人は山林として登記をしたいという話でございます。非農地証明を発行していただきたいというところでございます。調査の結果は問題ありませんので、非農地証明の発行をお願いしたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果、何ら問題ないという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、証明書を交付することに決定をいたします。

(議案第28号)

議 長 続きまして、議案第28号 平成28年度事業計画についての件を議題といたします。
事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第28号について朗読する。(別紙のとおり)

議 長 ただいま事務局よりご説明ございましたが、行方市農業委員会の1年間の事業計画につきましては、4月7日に役員会を開催して慎重な審議をした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて、この事業を実施してまいりたいと考えております。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、28年度事業計画を決定をいたします。

(報告第19号) (報告第20号) (報告第21号)
(報告第22号) (報告第23号) (報告第24号)

議長 続きます。報告第19号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第20号 農地法第6条の規定による農業生産法人報告書の要件確認について、報告第21号 制限除外の移動届の受理について、報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第24号 農業委員活動状況について、以上、報告案件について一括して事務局よりご説明願います。

事務局 報告第19号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
報告第20号について朗読する。
資料ナンバー2の農業生産法人要件確認書をごらんください。
農業生産法人は、毎事業年度の終了後3カ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっております。今回は3月11日から4月8日までの報告書提出分を報告いたします。
農業生産法人は4つの要件を満たす必要があります。1つ目は法人形態要件で、会社形態でなければなりません。2つ目は事業要件で、主たる事業が農業であることで、農業と関連事業が売上高の過半であること、3つ目は構成員要件で1の農地提供者、2の農業常時従事者、3、農地保有合理化法人、4、市町村・農協等の農業関係者で、総議決権の4分の3以上で、5の法人と取引関係のある者の総議決権は4分の1以下でなければなりません。4つ目は役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその過半の者が60日以上農作業に従事しなければなりません。今回上がってきました農業生産法人はこの4つの要件をクリアしておりますことを報告いたします。今回は3月中に報告したもので、改正前の要件で確認をしております。
報告第21号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
報告第22号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
報告第23号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
報告第24号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 4時16分

議長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第4回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。